公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

役員選考規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の定款第３章第１５条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員候補者選考基準）

第２条　本法人の役員候補者は、次の条件を満たした者を選出する。

（１）役員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に定める要件を満たしていること。

（２）役員は、人格識見とも優れ、本法人活動に貢献し、かつ本法人発展に寄与し得る者。

（３）役員は、本法人活動に対し、常に実質的に活動しうる立場にある者。

（４）役員は、原則として就任時の年齢が、７５歳までの者。

（５）理事は、原則として就任連続年数として、任期中に１０年を超えない者。

（６）ブロック代表理事は、ブロック内おいてペタンクの普及・育成活動を推進してきたものであり、今後もブロック内の都道府県連盟組織へ充分な指導、助言及び支援を行うことができ、また、本法人の全体の運営の中で、一定の期間重要な役割を果たすことが見込まれる者。

（７）学識経験者理事は、本法人の全体の運営の中で、重要な役割を果たすことが見込まれる者。

（８）アスリート代表理事は、選手の意見を当法人の運営に反映させるため、選手の意見を集約することができる者。

（役員の人数）

第３条　役員は次の区分の人数とする。

（１）理事は、ブロック代表理事１１名以内、学識経験者理事９名以内、アスリート代表理事１名とする。

（２）監事は、３名以内とする。

（役員候補者選考委員会）
第４条　役員候補者を選考する際には、役員候補者選考委員会を設置する。
２　役員候補者選考委員会の委員は、会長又は代表理事副会長が指名する以下の各号で、理事会で承認を得た委員とし、委員長は監事の互選とする。
（１）理事　　２名（男性１名、女性１名）
（２）監事　　３名
（３）有識者　１名
３　役員候補者選考委員会は、理事委員が総数の過半数を占めない構成とする。議決は、その過半数の賛成をもって候補者を決定する。なお、委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該役員候補者に関する決議の定足数から除かれるものとする。
４　役員候補者選考委員会は、理事会にて役員候補者の決定があった後に解散する。

（役員候補者選考の手順）
第５条　役員候補者選考委員会では、次の（１）から（４）の手順で候補者として推薦された者が、役員候補者選考基準等に適合しているかを判断し、総会に付議する議案を決定する理事会に答申し、理事会はその候補者を総会に提案する。なお、役員候補者選考委員会が、役員選考基準等に適合しないと判断し差し戻した場合には、再度（１）から（４）の手順で速やかに代わりの候補者を選出し、役員候補者選考委員会に推薦しなくてはならない。
（１）同一ブロックに属する都道府県連盟（以下「県連盟」）の代表者は、協議のうえ、ブロック代表理事の候補者を役員候補者選考委員会に推薦する。なお、推薦にあたっては、当該候補者が関与した普及・育成活動の概況を報告する書面を添付した推薦書（同一ブロックに属する県連盟の代表者の連名）を提出するものとする。
なお、ブロック代表理事は、別表の各ブロックから原則として各１名を選出するが、当分の間、関東ブロック及び近畿ブロックからは、女性１名以上を含めた各２名を選出する。
（２）会長又は代表理事副会長は、広く意見を聞いたうえで、学識経験者理事の候補者を役員候補者選考委員会に推薦する。なお、推薦に当たっては、本法人の運営及びペタンクの強化・普及活動に果たしうる役割を記した推薦書を提出するものとする。
（３）アスリート代委員会は、強化指定選手が互選で選出した副委員長をアスリート代表理事の候補者として、役員候補者選考委員会に推薦する。なお、当分の間、女性副委員長を推薦することとする。
（４）会長又は代表理事副会長は、広く意見を聞いたうえで、監事の候補者を役員候補者選考委員会に推薦する。

（役付理事選考委員会の設置）

第６条　理事会は、会長１名、代表理事副会長２名以内、業務執行理事副会長３名以内、専務理事１名以内を互選するため、次項の役付理事選考委員会から候補者の推薦を受ける。

２　役付理事選考委員会は、次に掲げる役員によって構成し、委員長は委員の互選とする。

（１）ブロック代表理事が互選により選出した３名

（２）学識経験者理事及びアスリート代表理事が互選により選出した２名

（３）社員総会において社員総会議長が指名した理事１名（理事を選任する社員総会の直後に役付理事を選考する場合に限る）

３　役付理事選考委員会は、出席者の過半数の賛成をもって候補者を決定する。なお、委員が役付理事候補者となる場合には、当該委員は、当該役付理事候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該役付役員候補者に関する決議の定足数から除かれるものとする。

４　役付理事選考委員会は、総会で選任された理事の中から会長１名、代表理事副会長２名以内、業務執行理事副会長３名以内、専務理事１名以内の候補者を選考し、これを理事会に報告する。役付理事選考委員会は、報告後開催される理事会にて役付理事の決定があった後に解散する。

（補　則）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則　この規程は、本法人の設立の日から施行する。

附 則　この規程の改正は、平成２６年３月１５日から施行する。

附 則　この規程の改正は、平成３０年６月３日から施行する。

附 則　この規程の改正は、令和３年（２０２１年）３月６日から施行する。
ただし、第２条第８号、第３条第１号、第５条第３号及び第６条２項は、アスリート委員会が初めて開催された日の属する事業年度の終了時から施行する。

附 則　この規程の改正は、令和３年（２０２１年）６月６日から施行する。

附 則　この規程の改正は、令和４年（２０２２年）６月５日から施行する。

附 則　この規程の改正は、令和６年（２０２４年）４月１日から施行する。

別　表　ブロック別地域区分

【ブロック】	【地域区分（都道府県）】
北海道	北海道
東　北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関　東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
北信越	新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県
東　海	静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
近　畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中　国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四　国	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九　州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県